

学校教育法の一部を改正する法律案要綱

一 学校教育法の一部改正

- 1 専修学校となるために必要な要件のうち、「授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。」の「授業時数」を「授業時数又は単位数」に改めること。
(第二百二十四条関係)
- 2 専修学校の専門課程において教育を受けることができる者の要件について、高等学校等を卒業した者に「準ずる学力があると認められた者」から、高等学校等を卒業した者と「同等以上の学力があると認められた者」に改めること。
(第二百五条第三項関係)
- 3 専修学校（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす専門課程（以下「特定専門課程」という。）を置くものに限る。）には専攻科を置くことができるものとし、専攻科は、専修学校の特定専門課程を修了した者等に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は一年以上とすること。
(第二百五条の二関係)
- 4 専修学校の特定専門課程を修了した者は、文部科学大臣の定めるところにより、専門士と称することができることとすること。
(第三十一条の二関係)
- 5 専門課程を置く専修学校は、その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該専修学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとするとともに、当該状況について、当該専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価を受け、その結果を公表するよう努めるものとする。
(第三十二条の二関係)
- 6 その他所要の改正を行うこと。

二 施行期日等

- 1 この法律は、令和八年四月一日から施行するものとする。 (附則第一条関係)
- 2 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。 (附則第二条関係)
- 3 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (附則第三条関係)
- 4 その他関係法律について所要の改正を行うこと。(附則第四条から第七条まで関係)

学校教育法の一部を改正する法律

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百二十四条第二号中「授業時数」の下に「又は単位数」を加える。

第二百五条第三項中「に準ずる学力」を「と同等以上の学力」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二百五条の二 専修学校（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす専門課程（以下この章において「特定専門課程」という。）を置くものに限る。）には、専攻科を置くことができる。

専修学校の専攻科は、専修学校の特定専門課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

第二百二十八条第一号中「生徒」を「生徒等（高等課程及び一般課程の生徒並びに専門課程の学生をいう。）

次号及び第三号において同じ。）」に改め、同条第二号及び第三号中「生徒」を「生徒等」に改める。

第三百三十一条の次に次の一条を加える。

第三百三十一条の二 専修学校の特定専門課程を修了した者は、文部科学大臣の定めるところにより、専門士と称することができる。

第三百三十二条中「専門課程（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）」を「特定専門課程」に改め、「（第九十条第一項に規定する者に限る。）」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第三百三十二条の二 専門課程を置く専修学校は、その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該専修学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

専門課程を置く専修学校は、前項に規定する状況について、当該専修学校の職員以外の者で専修学校に關し広くかつ高い識見を有するものによる評価を受け、その結果を公表するよう努めるものとする。

第三百三十三条第一項中「及び第四十二条から第四十四条まで」を「、第四十三条及び第四十四条」に、「第二百五条の規定は専門課程を置く専修学校」を「第四十二条の規定は専修学校（専門課程を置くものを除く。）に、第二百五条の規定は専修学校（専門課程を置くものに限る。）」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の学校教育法第二百二十五条第三項及び第三百三十二条の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に専修学校の専門課程に入学する者について適用し、施行日前に専修学校の専門課程に入学した者に係る当該専門課程の入学資格及び大学の編入学資格については、なお従前の例による。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(職業安定法及び船員職業安定法の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「生徒」を「学生若しくは生徒」に改める。

一 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第三十三条の二第一項第二号

二 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百三十号）第四十条第一項第二号

（独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正）

第五条 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「学生等」を「学生」に、「の学生並びに専修学校の専門課程の生徒」を「並びに専修学校の専門課程及び専攻科の学生」に改める。

第十三条第一項第一号、第八号及び第九号、第十四条第二項及び第三項、第十六条、第十七条の二第一項並びに第十七条の三第二号中「学生等」を「学生」に改める。

（地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律の一部改正）

第六条 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「学生等」を「学生」に改め、「（大学の学部若しくは高等専門学校の学科の学生又

は専修学校の専門課程の生徒をいう。以下この号において同じ。」を削る。

(大学等における修学の支援に関する法律の一部改正)

第七条 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「学生等」を「学生」に、「並びに高等専門学校」を「高等専門学校」に改め、「の学生」を削り、「の生徒」を「及び専攻科(大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。)」の学生」に改める。

第三条、第八条第一項並びに第十二条第一項第二号及び第三項中「学生等」を「学生」に改める。

理由

専修学校における教育の充実を図るため、専修学校に専攻科を置くことができることとともに、専門課程の入学資格の厳格化、一定の要件を満たす専門課程の修了者への称号の付与、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

学校教育法の一部を改正する法律案 新旧対照表 目次

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（本則関係）	1
○ 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）（附則第四条関係）	5
○ 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百三十号）（附則第四条関係）	6
○ 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）（附則第五条関係）	7
○ 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）（附則第六条関係）	11
○ 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）（附則第七条関係）	13

改正案	現行
<p>第二百二十四条 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 授業時数又は単位数が文部科学大臣の定める授業時数又は単位数以上であること。</p> <p>三（略）</p> <p>第二百五条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。</p> <p>④（略）</p>	<p>第二百二十四条 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。</p> <p>三（略）</p> <p>第二百五条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。</p> <p>④（略）</p>

第二百二十五条の二 専修学校（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす専門課程（以下この章において「特定専門課程」という。）を置くものに限る。）には、専攻科を置くことができる。

② 専修学校の専攻科は、専修学校の特定専門課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

第二百二十八条 専修学校は、次に掲げる事項について文部科学大臣の定める基準に適合していなければならない。

一 目的、生徒等（高等課程及び一般課程の生徒並びに専門課程の学生をいう。次号及び第三号において同じ。）の数又は課程の種類に応じ置かなければならない教員の数

二 目的、生徒等の数又は課程の種類に応じて有しなければならない校地及び校舎の面積並びにその位置及び環境

三 目的、生徒等の数又は課程の種類に応じて有しなければならない設備

四 （略）

第三百三十一条の二 専修学校の特定専門課程を修了した者は、文部科学大臣の定めるところにより、専門士と称することができる。

（新設）

第二百二十八条 専修学校は、次に掲げる事項について文部科学大臣の定める基準に適合していなければならない。

一 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて置かなければならない教員の数

二 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて有しなければならない校地及び校舎の面積並びにその位置及び環境

三 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて有しなければならない設備

四 （略）

（新設）

第三百三十二条 専修学校の特定専門課程を修了した者は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

第三百三十二条の二 専門課程を置く専修学校は、その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該専修学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

② 専門課程を置く専修学校は、前項に規定する状況について、当該専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価を受け、その結果を公表するよう努めるものとする。

第三百三十三条 第五条、第六条、第九条から第十二条まで、第十三条第一項、第十四条、第四十三条及び第四十四条の規定は専修学校に、第四十二条の規定は専修学校（専門課程を置くものを除く。）に、第二百五条の規定は専修学校（専門課程を置くものに限る。）に準用する。この場合において、第十条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、同項中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校又は私立の専修学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道

第三百三十二条 専修学校の専門課程（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第九十条第一項に規定する者に限る。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

（新設）

第三百三十三条 第五条、第六条、第九条から第十二条まで、第十三条第一項、第十四条及び第四十二条から第四十四条までの規定は専修学校に、第二百五条の規定は専門課程を置く専修学校に準用する。この場合において、第十条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、同項中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校又は私立の専修学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同項第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員

府県知事」と、同項第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校については都道府県の教育委員会、私立の専修学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

②
(略)

会又は都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校については都道府県の教育委員会、私立の専修学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

②
(略)

改正案	現行
<p>（学校等の行う無料職業紹介事業）</p> <p>第三十三条の二 次の各号に掲げる施設の長は、厚生労働大臣に届け出て、当該各号に定める者（これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。）について、無料の職業紹介事業を行うことができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 専修学校 当該専修学校の学生若しくは生徒又は当該専修学校を卒業した者</p> <p>三・四 （略）</p> <p>②～⑧ （略）</p>	<p>（学校等の行う無料職業紹介事業）</p> <p>第三十三条の二 次の各号に掲げる施設の長は、厚生労働大臣に届け出て、当該各号に定める者（これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。）について、無料の職業紹介事業を行うことができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 専修学校 当該専修学校の生徒又は当該専修学校を卒業した者</p> <p>三・四 （略）</p> <p>②～⑧ （略）</p>

改正案	現行
<p>（学校等の行う無料の船員職業紹介事業）</p> <p>第四十条 次の各号に掲げる施設の長は、国土交通大臣に届け出て、当該各号に定める者（これらの者に準ずる者として国土交通省令で定めるものを含む。）について、無料の船員職業紹介事業を行うことができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 専修学校（学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校をいう。） 当該専修学校の学生若しくは生徒又は当該専修学校を卒業した者</p> <p>三 （略）</p> <p>255 （略）</p>	<p>（学校等の行う無料の船員職業紹介事業）</p> <p>第四十条 次の各号に掲げる施設の長は、国土交通大臣に届け出て、当該各号に定める者（これらの者に準ずる者として国土交通省令で定めるものを含む。）について、無料の船員職業紹介事業を行うことができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 専修学校（学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校をいう。） 当該専修学校の生徒又は当該専修学校を卒業した者</p> <p>三 （略）</p> <p>255 （略）</p>

改正案	現行
<p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生（大学及び高等専門学校並びに専修学校の専門課程及び専攻科の学生をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対し、学資の貸与及び支給その他必要な援助を行うこと。</p> <p>二 七（略）</p>	<p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等（大学及び高等専門学校^{（傍線部分）}の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等^{（傍線部分）}に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等^{（傍線部分）}に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等^{（傍線部分）}に対し、学資の貸与及び支給その他必要な援助を行うこと。</p> <p>二 七（略）</p>

<p>八 大学等が学生に対して行う修学、進路選択、心身の健康その他の事項に関する相談及び指導に係る業務に関し、大学等の教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うとともに、当該業務に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。</p> <p>九 学生の修学の環境を整備するための方策に関する調査及び研究を行うこと。</p> <p>十 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>八 大学等が学生等に対して行う修学、進路選択、心身の健康その他の事項に関する相談及び指導に係る業務に関し、大学等の教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うとともに、当該業務に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。</p> <p>九 学生等の修学の環境を整備するための方策に関する調査及び研究を行うこと。</p> <p>十 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(学資の貸与)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 第一種学資貸与金は、優れた学生であつて経済的理由により修学に困難があるものうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。</p> <p>3 第二種学資貸与金は、前項の規定を受けた者以外の学生のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、大学その他政令で定める学校に在学する優れた者であつて経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。</p> <p>4 5 6 (略)</p>	<p>(学資の貸与)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 第一種学資貸与金は、優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるものうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。</p> <p>3 第二種学資貸与金は、前項の規定を受けた者以外の学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、大学その他政令で定める学校に在学する優れた者であつて経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。</p> <p>4 5 6 (略)</p>
<p>第十六条 機構は、大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けた学生のうち、在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる者には、政令の</p>	<p>第十六条 機構は、大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けた学生等のうち、在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる者には、政令</p>

定めるところにより、その学資貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(学資の支給)

第十七条の二 第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第二条第三項に規定する確認大学等（以下この項において「確認大学等」という。）に在学する優れた学生であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者（同法第十五条第一項の規定による同法第七条第一項の確認の取消し又は確認大学等の設置者による当該確認大学等に係る同項の確認の辞退の際、当該確認大学等に在学している当該認定された者を含む。）に対して支給するものとする。

2・3 (略)

(学資支給金の返還)

第十七条の三 機構は、学資支給金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、文部科学省令で定めるところにより、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

一 (略)

二 学生たるにふさわしくない行為があつたと認められるとき。

の定めるところにより、その学資貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(学資の支給)

第十七条の二 第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第二条第三項に規定する確認大学等（以下この項において「確認大学等」という。）に在学する優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者（同法第十五条第一項の規定による同法第七条第一項の確認の取消し又は確認大学等の設置者による当該確認大学等に係る同項の確認の辞退の際、当該確認大学等に在学している当該認定された者を含む。）に対して支給するものとする。

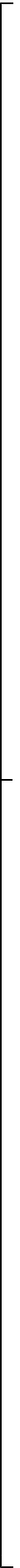
2・3 (略)

(学資支給金の返還)

第十七条の三 機構は、学資支給金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、文部科学省令で定めるところにより、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

一 (略)

二 学生等たるにふさわしくない行為があつたと認められるとき。



○ 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定地域内学部収容定員の抑制等）</p> <p>第十三条 大学の設置者又は大学を設置しようとする者は、特定地域外の地域における若者の修学及び就業を促進するため、特定地域内における大学の学部の設置、特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転その他の方法により、特定地域内学部収容定員（特定地域内に校舎が所在する大学の学部の学生の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生に係るものとして政令で定めるところにより算定した収容定員をいう。以下この条及び附則第三条において同じ。）を増加させてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 特定地域内に設置している学部等（大学の学部、高等専門学校の学科又は専修学校の専門課程をいう。以下この号において同じ。）の廃止、特定地域内から特定地域外への学部等の移転その他の方法により特定地域内学部等収容定員（特定地域内に校舎が所在する学部等の学生^生の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生^生に係るものとして政令で定めるところにより算定した収容定員をいう。以下この号及び次号において同じ。）を減少させることと併せて、政令で定めるところにより、当該学部等を置く大学、高等専門学校又は専修学校の設置者（同号において「大学等の設置者」という。）が当該減少させる特</p>	<p>（特定地域内学部収容定員の抑制等）</p> <p>第十三条 大学の設置者又は大学を設置しようとする者は、特定地域外の地域における若者の修学及び就業を促進するため、特定地域内における大学の学部の設置、特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転その他の方法により、特定地域内学部収容定員（特定地域内に校舎が所在する大学の学部の学生の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生に係るものとして政令で定めるところにより算定した収容定員をいう。以下この条及び附則第三条において同じ。）を増加させてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 特定地域内に設置している学部等（大学の学部、高等専門学校の学科又は専修学校の専門課程をいう。以下この号において同じ。）の廃止、特定地域内から特定地域外への学部等の移転その他の方法により特定地域内学部等収容定員（特定地域内に校舎が所在する学部等の学生^生等（大学の学部若しくは高等専門学校の学科の学生又は専修学校の専門課程の生徒をいう。以下この号において同じ。）の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生^生等に係るものとして政令で定めるところにより算定した収容定員をいう。以下この号及び次号において同じ。）を減少させることと併せて、政令で定めるところにより、当該</p>

定地域内学部等収容定員の数を考慮して政令で定めるところにより算定した数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合

二・三 (略)

学部等を置く大学、高等専門学校又は専修学校の設置者（同号において「大学等の設置者」という。）が当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を考慮して政令で定めるところにより算定した数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合

二・三 (略)

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「<u>学生</u>」とは、大学の学部、短期大学の学科及び専攻科（大学の学部に限ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）<u>、高等専門学校の学科（第四学年及び第五学年に限る。）及び専攻科（大学の学部に限ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）並びに専修学校の専門課程及び専攻科（大学の学部に限ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）の学生をいう。</u></p> <p>3（略）</p> <p>第三条 大学等における修学の支援は、確認大学等に在学する<u>学生</u>のうち、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものに対して行う学資支給及び授業料等減免とする。</p> <p>（確認大学等の設置者による授業料等の減免）</p> <p>第八条 確認大学等の設置者は、当該確認大学等に在学する<u>学生</u>のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められるものを授業料等</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「<u>学生等</u>」とは、大学の学部、短期大学の学科及び専攻科（大学の学部に限ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）<u>並びに高等専門学校の学科（第四学年及び第五学年に限る。）及び専攻科（大学の学部に限ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。</u></p> <p>3（略）</p> <p>第三条 大学等における修学の支援は、確認大学等に在学する<u>学生等</u>のうち、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものに対して行う学資支給及び授業料等減免とする。</p> <p>（確認大学等の設置者による授業料等の減免）</p> <p>第八条 確認大学等の設置者は、当該確認大学等に在学する<u>学生等</u>のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められるものを授業料</p>

<p>減免対象者として認定し、当該授業料等減免対象者に対して授業料等の減免を行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(認定の取消し等)</p> <p>第十二条 確認大学等の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、当該確認大学等に在学する授業料等減免対象者が偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けた又は次の各号のいずれかに該当するに至つたと認めるときは、当該授業料等減免対象者に係る第八条第一項の規定による認定（以下この条において単に「認定」という。）を取り消すことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 学生たるにふさわしくない行為があつたと認められるとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定により認定を取り消した確認大学等の設置者に対し減免費用を支弁する国等は、前項の規定による届出があつた場合において、当該認定を取り消された学生に対する授業料等減免に係る減免費用を既に支弁しているときは、国税徴収の例により、当該確認大学等の設置者から当該減免費用に相当する金額を徴収することができる。</p> <p>4 (略)</p>	<p>等減免対象者として認定し、当該授業料等減免対象者に対して授業料等の減免を行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(認定の取消し等)</p> <p>第十二条 確認大学等の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、当該確認大学等に在学する授業料等減免対象者が偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けた又は次の各号のいずれかに該当するに至つたと認めるときは、当該授業料等減免対象者に係る第八条第一項の規定による認定（以下この条において単に「認定」という。）を取り消すことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 学生等たるにふさわしくない行為があつたと認められるとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定により認定を取り消した確認大学等の設置者に対し減免費用を支弁する国等は、前項の規定による届出があつた場合において、当該認定を取り消された学生等に対する授業料等減免に係る減免費用を既に支弁しているときは、国税徴収の例により、当該確認大学等の設置者から当該減免費用に相当する金額を徴収することができる。</p> <p>4 (略)</p>
---	--

学校教育法の一部を改正する法律案 参照条文 目次

○	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）	1
○	職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）（抄）	2
○	船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百三十号）（抄）	2
○	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）（抄）	2
○	地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）（抄）	3
○	大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）（抄）	3

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第四十三条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

第四十四条 私立の小学校は、都道府県知事の所管に属する。

第九十条 大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

第二百五条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

第二十四条 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。

第二百二十五条 ③ 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。

第二百二十八条 専修学校は、次に掲げる事項について文部科学大臣の定める基準に適合していなければならない。

一 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて置かなければならない教員の数

二 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて有しなければならない校地及び校舎の面積並びにその位置及び環境

三 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて有しなければならない設備

第三十二条 専修学校の専門課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第九十条第一項に規定する者に限る。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

第三十三条 第五条、第六条、第九条から第十二条まで、第十三条第一項、第十四条及び第四十二条から第四十四条までの規定は専修学校に、第二百五条の規定は専門課程を置く専修学校に準用する。この場合において、第十条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、同項中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校又は私立の専修学校」と、同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同項第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する専修学校については都道府県の教育委員会、私立の専修学校については都道府

県知事」と読み替えるものとする。

○ 職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）（抄）

（学校等の行う無料職業紹介事業）

第三十三条の二 次の各号に掲げる施設の長は、厚生労働大臣に届け出て、当該各号に定める者（これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。）について、無料の職業紹介事業を行うことができる。

二 専修学校 当該専修学校の生徒又は当該専修学校を卒業した者

○ 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）（抄）

（学校等の行う無料の船員職業紹介事業）

第四十条 次の各号に掲げる施設の長は、国土交通大臣に届け出て、当該各号に定める者（これらの者に準ずる者として国土交通省令で定めるものを含む。）について、無料の船員職業紹介事業を行うことができる。

二 専修学校（学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校をいう。） 当該専修学校の生徒又は当該専修学校を卒業した者

○ 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）（抄）

（機構の目的）

第三条 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等（大学及び高等専門学校）の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

（業務の範囲）

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与及び支給その他必要な援助を行うこと。

八 大学等が学生等に対して行う修学、進路選択、心身の健康その他の事項に関する相談及び指導に係る業務に関し、大学等の教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うとともに、当該業務に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。

九 学生等の修学の環境を整備するための方策に関する調査及び研究を行うこと。

（学資の貸与）

第十四条

2 第一種学資貸与金は、優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるものうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

3 第二種学資貸与金は、前項の規定による認定を受けた者以外の学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、大学その他政令で定める学校に在学する優れた者であつて経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

第十六条 機構は、大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けた学生等のうち、在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる者には、政令の定めるところにより、その学資貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(学資の支給)

第十七条の二 第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金(以下「学資支給金」という。)は、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号)第二条第三項に規定する確認大学等(以下この項において「確認大学等」という。)に在学する優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者(同法第十五条第一項の規定による同法第七条第一項の確認の取消し又は確認大学等の設置者による当該確認大学等に係る同項の確認の辞退の際、当該確認大学等に在学している当該認定された者を含む。)に対して支給するものとする。

(学資支給金の返還)

第十七条の三 機構は、学資支給金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、文部科学省令で定めるところにより、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

二 学生等たるにふさわしくない行為があつたと認められるとき。

○ 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律(平成三十年法律第三十七号)(抄)

(特定地域内学部収容定員の抑制等)

第十三条 大学の設置者又は大学を設置しようとする者は、特定地域外の地域における若者の修学及び就業を促進するため、特定地域内における大学の学部の設置、特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転その他の方法により、特定地域内学部収容定員(特定地域内に校舎が所在する大学の学部の学生の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生に係るものとして政令で定めるところにより算定した収容定員をいう。以下この条及び附則第三条において同じ。)を増加させてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 特定地域内に設置している学部等(大学の学部、高等専門学校)の学部又は専修学校の専門課程をいう。以下この号において同じ。)の廃止、特定地域内から特定地域外への学部等の移転その他の方法により特定地域内学部等収容定員(特定地域内に校舎が所在する学部等の学生等(大学の学部若しくは高等専門学校)の学部の学生又は専修学校の専門課程の生徒をいう。以下この号において同じ。)の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生等に係るものとして政令で定めるところにより算定した収容定員をいう。以下この号及び次号において同じ。)を減少させることと併せて、政令で定めるところにより、当該学部等を置く大学、高等専門学校又は専修学校の設置者(同号において「大学等の設置者」という。)が当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を考慮して政令で定めるところにより算定した数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合

○ 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号)(抄)
(定義)

第二条

2 この法律において「学生等」とは、大学の学部、短期大学の学科及び専攻科(大学の学部に進ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。)並びに高等専門学校(第四学年及び第五学年に限る。)及び専攻科(大学の学部に進ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。)の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。

第三条 大学等における修学の支援は、確認大学等に在学する学生等のうち、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものに対して行う学資支給及び授業料等減免とする。

(確認大学等の設置者による授業料等の減免)

第八条 確認大学等の設置者は、当該確認大学等に在学する学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められるものを授業料等減免対象者として認定し、当該授業料等減免対象者に対して授業料等の減免を行うものとする。

(認定の取消し等)

第十二条 確認大学等の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、当該確認大学等に在学する授業料等減免対象者が偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けた又は次の各号のいずれかに該当するに至つたと認めるときは、当該授業料等減免対象者に係る第八条第一項の規定による認定（以下この条において単に「認定」という。）を取り消すことができる。

二 学生等たるにふさわしくない行為があつたと認められるとき。

3 第一項の規定により認定を取り消した確認大学等の設置者に対し減免費用を支弁する国等は、前項の規定による届出があつた場合において、当該認定を取り消された学生等に対する授業料等減免に係る減免費用を既に支弁しているときは、国税徴収の例により、当該確認大学等の設置者から当該減免費用に相当する金額を徴収することができる。

